平成２９年度社会福祉法人実地指導の結果

1. 実地指導の実施状況

　平成２９年度の実地指導実施状況とそれに伴う主な指摘事項については次のとおりです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所轄法人数 | 実地指導実施法人数 | 文書指摘法人数 | 延べ文書指摘事項数 |
| １０法人 | ５法人 | ４法人 | １１件 |

1. 主な指摘事項数

　平成２９年度の実地指導における文書指摘の主な具体的事例

|  |  |
| --- | --- |
| **①必要な情報がインターネットで公表されていないので、是正すること。**  **（法第５９条の２第１項）** | ３法人 |
| 社会福祉法人は、遅滞なく、定款（所轄庁に法人設立若しくは変更の認可を受けたとき又は変更の届出を行ったとき）、役員等報酬基準、計算書類、役員等名簿、現況報告書について、インターネットの利用により公表しなければならない。ただし、計算書類と現況報告書については「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」に届出を行い、内容が公表された場合には、インターネットの利用による公表が行われたものとみなされる。 | |
| **②理事、監事の報酬等の額について、評議員会の決議によって定められていないので、是正すること。**  **（法第４５条の１６第４項、法第４５条の１８第３項）** | ２法人 |
| 社会福祉法人の理事、監事の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定めなければならない。 | |
| **③理事、監事、評議員の報酬等の支給基準が評議員会未承認なので、是正すること。（法第４５条の３５第２項）** | ２法人 |
| 社会福祉法人の理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準は、評議員会の承認を受けなければならない。 | |

法：昭和２６年３月２９日法律第４５号「社会福祉法」